

## 三重県博物館登録等に関する実施要綱

### 第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 「博物館法」(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)、  
「博物館法施行令」(昭和27年政令第47号。)、  
「博物館法施行規則」(昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。)  
及び「三重県博物館登録規則」(昭和27年三重県教育委員会規則第59号。以下「登録規則」という。)  
に定めるもののほか、博物館登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 博物館の登録

(博物館登録申請書)

第2条 登録規則第1条の規定による第1号様式「博物館登録申請書」中、備考2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類とは、次のとおりとする。

- 一 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 二 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 三 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 四 博物館資料の目録(要綱第1号様式)
- 五 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画および実績を示す書類
- 六 職員への研修の実施計画又は実績(国や県等が実施する研修に職員を参加させる場合を含む。)
- 七 館長、学芸員、その他の職員の氏名、職務内容
- 八 館長の履歴書
- 九 学芸員の資格を証明する書類
- 十 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十一 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十二 利用者の安全および利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類
- 十三 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者に対する配慮がなされていることを示す書類

(公立博物館のみ)

- 十四 博物館の設置条例(地方独立行政法人が設置する場合は、当該法人の登記事項証明書)

(私立博物館のみ)

- 十五 法人登記事項証明書(設置者が法人であることを証明するための書類)
- 十六 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- 十七 宣誓書(要綱第2号様式)
- 十八 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 十九 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- 二十 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

(登録基準)

第3条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第3項第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 同項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

3 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(定期報告)

第4条 博物館法第16条に規定する定期報告は、「登録博物館定期報告書」（要綱第3号様式）により、毎年度4月1日の状況について当年度6月30日までに行わなければならない。ただし、法第11条の規定により登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

### 第3章 博物館に相当する施設の指定

(指定申請書)

第5条 省令第23条の規定する指定申請書は、「指定申請書」(要綱第4号様式)によるものとする。

(指定基準)

第6条 省令第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第3項第1号において同じ。)並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(以下「指定施設」という。)を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の指定施設又は博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 省令第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員に相当する職員が置かれていること。

三 同項第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

3 省令第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を

有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定審査)

第7条 教育長は、省令第24条に規定する指定要件の審査にあたり、審査の適正を期するため、学識経験者の意見を徴するとともに、必要に応じて実地検査を実施することとする。

(指定施設簿)

第8条 教育長は、法第31条第1項の指定をしたときは遅滞なく「指定施設簿」(要綱第5号様式)に記載するとともに、その旨を当該指定の申請をした者に通知しなければならない。

(記載事項の変更)

第9条 省令第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、設置者はあらかじめ、「指定申請書変更届」(要綱第6号様式)により教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更事項を「博物館指定施設簿」(要綱第5号様式)に記載しなければならない。

(報告)

第10条 省令第25条に規定する報告書は、「指定要件欠格報告書」(要綱第7号様式)によるものとする。

(廃止)

第11条 指定施設を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に「指定施設廃止届」(要綱第8号様式)により教育長に届け出なければならない。

(公示)

第12条 教育長は次の事業について、その都度インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 一 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
- 二 第9条第2項の規定による指定変更をしたとき
- 三 法第31条第2項による指定の取消をしたとき

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月27日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。